年　月　日

申請年月日

菊川市長　長谷川　寬彦　宛

認可地縁団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

押印不要

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

* 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

　・建物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 延　床　面　積 | 所　在　地 |
| ○○自治会集会所 | 100㎡ | 所在：菊川市○○番家屋番号：○番 |

　・土地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　目 | 面　積 | 所　在　地 |
| 宅地 | 123.45㎡ | 菊川市○○番 |

　・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

1. ○○自治会集会所

菊川市△△番地　　菊川　太郎

1. 宅地

菊川市□□番地　　菊川　次郎

【建物について】

●名称…○○自治会集会所、○○公民館等の名称が付されている場合はこれによること。

　　　　そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること

●延床面積…不動産登記規則大115条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

（注）不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

●所在地…市区町村内の地番及び家屋番号まで記載すること。

【土地について】

●地目…不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとすること。

（注）不動産登記規則第99条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及雑種地に区分して定めるものとする」

●面積…不動産登記規則第100条に定める「地籍」と同一とすること。

（注）不動産登記規則第100条「地籍は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

●所在地…市町村内の地番まで記載すること。

（別添書類）

１　申請不動産の登記事項証明書

２　申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて議会で議決したことを証する書類

★公告の申請は、認可地縁団体の活動上重要な事項であることから、その都度総会の議決を得ることが望ましいと考えられる。当該不動産の取得に係る経緯等について、総会議決資料等により確認することが必要。

３　申請者が代表者であることを証する書類

★認可申請時に提出したものもしくは代表者変更時に提出した書類（承諾書）

４　地方自治法第260条の38第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

★認可地縁団体が不動産を所有している事実に加えて、公告の申請時点とその10年以上前の時点で不動産を占有している事実を疎明するに足りる資料が必要。資料の具体例は手引き参照。